

その他の意見・課題への対応について

1. 家屋被害調査のアウトソーシングについて

家屋被害調査については、被災直後の混乱期に実施することになり、その時期、行政は、避難所対応など膨大な業務量があるため、アウトソーシングを検討すべき。

【対応】

今回整理したアウトソーシングが考えられる項目について、今後、アウトソーシングの可能性を関係団体等と調整の上、マニュアルに記載する。

2. 都市復興事業のプライオリティについて

膨大な都市復興事業が必要となった場合に、事業のプライオリティをどのようにつけていくか考えておくことが必要。

【対応】

都では、平成29年度から、学識経験者の指導・助言のもと、毎年、異なる被害状況を設定し、都市復興事業のプライオリティ等の検討を行う都職員向けの都市復興訓練（事業立案）を開始している。今後、これらの成果をとりまとめて検討していく。

3. 民有地のオープンスペース活用の事前契約について

都市復興時には、オープンスペースが重要となるため、平時から、民有地について、被災時に、行政が優先的に購入等ができるように事前契約を結ぶことなどを検討することが必要。

【対応】

都では、公有財産等について、発災時の緊急・応急対策から復興の過程において、必要となるオープンスペースの利用調整の検討を行っているところである。

今後、これらの検討内容も踏まえ、民有地の利用調整も検討していきたい。

4. スーパー堤防への災害ガレキの活用について

被災後、復興まちづくりにおいて、災害がれきが問題となる。災害がれきについて、都市復興事業におけるスーパー堤防の整備に活用すべき。

【対応】

災害がれきの都市復興事業への活用については、国土交通省が、東日本大震災の際に検討を行い、「迅速な復旧・復興に資する再生資材の宅地造成盛土への活用に向けた基本的な考え方」としてとりまとめているため、マニュアルに、この内容を掲載する。

5. 災害救助法に基づく「応急仮設住宅」の制度について

時限的市街地を円滑に運営していくためには、災害救助法に基づく「応急仮設住宅」の取扱いについて、国に、次の点について、運用面での対応の可能性を確認すべき。

また、必要に応じて、国に提案することが望ましい。

- ① 住み替えについて、条件付きで可能とすること
- ② 入居者を、一部限定できるようにすること
- ③ 住宅以外の用途（店舗等）にも活用できるようにすること
- ④ 被災者以外も、一部入居可能とすること

【対応】

提案内容については、これまでの大規模自然災害の発災時における応急仮設住宅の実際の状況、運用の推移などから見て、慎重に検討すべきものと考えている。今後、運用面での対応も含めて、別途、関係機関（国、区市町村等）と情報・意見交換を重ねていく。

6. コーディネーター・専門家の活用について

復興まちづくりを進めるコーディネーターや専門家の確保についても、考えていくことが必要

【対応】

都では、弁護士、税理士等の士業団体からなる「災害まちづくり支援機構」と、被災時に、復興まちづくり支援班の派遣を行って頂くことなどについて、事前に協定を結んでいる。

また、本会議「東京都都市復興基本計画検討委員会」は、被災後の都市復興基本方針や都市復興基本計画を検討する際に、ご意見を頂くことになっている。

加えて、地域の復興まちづくりのコーディネーター等の育成を促進するため、平成28年度から、区市町村が、地域住民等と地域復興まちづくり訓練を行うことを支援する研修等も開始した。今後も、これらの取組を継続していき、コーディネーターや専門家の確保に努めていきたい。